

農業者の皆さんへ

市民農園

を開設してみませんか？

市民農園とは、農家でない方が小さな面積の農地を利用して、自家用の野菜や花を栽培する農園のことです。サラリーマン家庭や都市部にお住まいの方が、土や緑に触れ合うことができる身近なレクリエーションとして、また高齢者の生きがいづくり等として、近年人気が高まっています。

村では、市民農園として農地を活用する農業者に対し、市民農園の開設を支援します。

【問い合わせ】農業支援センター(東海ファーマーズマーケット「にじのなか」内 ☎287-7867)

【開設方法】

市民農園を開設するには、下記の2つの方法があります。

農園利用方式による開設▼

利用者に農地を貸さず、園主の指導の下で利用者が継続的な農作業を行う方式です。利用者への土地の権利の設定・移転を伴わないため、農地法等の手続きは必要ありません。※開設に当たり農地の権利を取得する場合には、農地法等の手続きが必要となります。

特定農地貸付法による開設▼

農地の貸付に関する特例制度を活用します。

利用者は、農園開設者から一定の条件で農地(農

園区画)を借りて、野菜作り等を行います。

開設者は、村との貸付協定を締結します。農業委員会に申請書を提出し承認を受けるなど、法的な手続きが必要です。

【開設に必要な手続き】

下記の事項は、開設者が自ら行う必要があります。

▽市民農園の造成(区画割等)、管理、運営

▽区画面積・利用料の決定

▽利用者との契約手続き

興味のある方は、お気軽に
お問い合わせください!



～持続可能な農業の実現に向けて～

「地域農業の将来(人と農地の問題)に関する地区座談会」

全国的に、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが心配される中、村では、今後の農業の在り方などを地域の皆さんと一緒に話し合う「地区座談会」を開催します。

座談会は村内を6地区に分け、各地区の現状や課題、将来の農地利用、今後誰を中心として地域の農業を担うのかなどについて話し合います。いただいたご意見等は、村が作成する計画(人・農地プラン)の参考として活用します。地域農業について話し合う貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。

【問い合わせ】農業委員会事務局(☎282-1711 内線1228)

期日等▼

期日	時間	場所	対象地区
12月5日(土)	18:00～20:00	白方コミュニティセンター	【白方地区】白方区、豊岡区、岡区、亀下区
12月6日(日)		村松コミュニティセンター	【真崎地区】真崎区 【村松地区】宿区、照沼区、川根区
12月12日(土)		舟石川コミュニティセンター	【舟石川・船場地区】船場区、舟石川1区
12月13日(日)		中丸コミュニティセンター	【中丸地区】押延区、須和間区、舟石川中丸区
12月19日(土)		石神コミュニティセンター	【石神地区】外宿1区、外宿2区、内宿1区、内宿2区、竹瓦区

その他▼▽自宅体温を測り、マスクを着用の上、ご参加ください。▽新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止する場合があります。